

第 29 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 12 月 20 日（火）午後 3 時から午後 4 時 20 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			
4. 欠席委員
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案協議
 - 議案第 1 号 南種子農地流動化奨励金交付要綱の一部改正について
 - 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 17 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について
 - 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 29 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について
 - 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について
 - 議案第 6 号 買受適格証明願について
 - 議案第 7 号 平成 27 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第29回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。（議席番号）8番、西田 暁 委員。9番、高田 照美 委員を指名します。

議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正について、を議題にします。

事務局より議案第1号の説明をお願いします。局長。

事務局 それでは別冊の議案第1号を資料に基づき、説明をいたします。

ご承知のように、南種子町農地流動化奨励金交付要綱が、（資料を）めくっていただいて、先ずは要綱を添付しております。裏面の次のページですけど、平成10年3月30日農業委員会告示で要綱が現在まで続いておりました。で、この資料の表紙の裏ですけど、これが関係の一番新しい資料です。これが昨年、平成27年9月14日付けの内容でございます。この時は（別冊資料2ページ中）後半部分の11条になるんですけど、3年スパンで更新ということに来ていましたので、この時点では町長にもお願いをして、平成30年までは、この要綱は続けましょうということで承認をいただいております。併せてその中身ですけれども、この10条においては、まあ奨励金の制度を利用して、その途中で中間管理機構に移行される例があった、その場合でも町が出している奨励金は返納しなくても良いと、こういう内容を追加した要綱で走っていた訳です。で、その後の資料については、交付要綱の部分が添付している訳ですけれども、実は、先ず県下においても、単独で奨励金を出している市町村がもう2～3しかないということで、これまでも報告はして来たところですけども、事務局としては27年度までのベースを見ますとですね、金額にして〇〇円から〇〇円で推移をしておりました。

平成28年度の当初予算においては、全般的な財政との予算交渉の中で、今、新規は認めないと、こういう要綱はあったにしてもですね、新規は認めないということで、廃止の方向を検討してくださいということ、多々言われておりました。

で、4月当初予算においては、〇〇円しか予算が付いていなかった訳でございます。当然事務局としては、6月補正・9月補正・12月補正まで、要求は多々して来ましたが、それと併せて30年度までは一応許可を得ているので、延長して欲しいという要望を文書でもあげておきましたが、年度途中ではあります、12月補正の町長査定・ヒアリングの中で、

もう廃止の方向で行くということでの提案であります。

今年度のこの流動化（奨励金）の取りまとめがですね、現在まで、今日時点で廃止の告示を打つ訳なんですけど、40件の〇〇円、予算が〇〇円でしたので、12月補正の予算の中で〇〇円は追加で組んでいただいた状況で推移をしております。

それで改正の内容になるんですけども、要は1条から9条及び11条については、廃止になると、ただ現在、奨励金制度、5年スパンで契約している人がいる訳ですので、10条の内容につきましては、外す訳にはいきませんので、告示の内容については廃止はするんだけど、10条についてはその要綱が活きますよ、という内容で改正をいたしたいと思います。皆さんにお諮りをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 事務局より議案第1号の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）

議長 はい、小山委員。

12番委員 はい、そうすると今までみたいに5年以上長期的に貸す場合には、貸し手農家に対して〇〇円は出るんですか、これは。

議長 はい。事務局。

事務局 えっとですね、延べ人数でいきますと、例えば去年、5年間ですよとした人も居れば、その前の年に5年間した人も居る訳です。結局新たに今からの契約は受け付けないということです。だけど、この日まで公告した人たち、40人については、例えば今年の28年から5年間ということで設定してもらっていますので、5年間は新しい人であります。その5年間という内容ですけども、この10条に書いてますように、中身については、その途中で売ったりとかしたら奨励金は返していただきますよとか、後その5年間の内に中間管理機構に載せ替えをしても、その町の奨励金は返さなくてもいい文言が10条にあるので、それは残していくという形になります。まあ新規も継続も新たには認めないということです。以上です。

12番委員 はい、分かりました。

議長 他にありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成24年度第17号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、外4件を議題にします。

なお、整理番号1番において、池亀委員が農業委員会法第24条 議事

参与の制限に該当することとなりますので、池亀委員の退場を求めます。

(池亀 昭次 委員、退場)

議 長
事 務 局

事務局より整理番号 1 番の説明をお願いします。河野係長。

議案第 2 号について説明いたします。

議案第 2 号は、農用地利用集積計画の一部変更（賃借権 5 件の内 1 件）について承認を求めるものでございます。資料は 2 ページから 5 ページに関するものです。

1 番が、平成 24 年度第 17 号にて承認されました、平成 25 年 2 月 28 日付け公告の一部変更について、貸す人・△△共有代表 A、借る人・B の案件であります。

3 ページは農用地利用集積変更計画総括表です。

平成 25 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日の 5 年間を設定期間とする、畑 2,190 m² を平成 28 年 11 月 22 日に合意解約、(理由といたしましては)借りの側の規模縮小のため、合意解約するものでございます。

資料 4 ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番は、利用権設定する者は南種子町〇〇××番地 △△共有代表 A、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 B。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は、畑で、面積は 2,190 m² であります。

取消しの理由については、借りの側の規模縮小のための合意解約でございます。

以上、2 号議案（5 件の内 1 件）について承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 2 号 整理番号 1 番については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。(議案第 2 号) 整理番号 1 番については原案どおり決定いたしました。

議 長

池亀委員の入場を求めます。

(池亀 昭次 委員、入場)

議 長

引き続き議案第 2 号 整理番号 2 番から 5 番の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局

議案第 2 号は、農用地利用集積計画の一部変更（賃借権 5 件の内残り 4

件)について承認を求めるものでございます。資料は2ページから7ページに関するものです。

2番が、平成24年度第17号にて承認されました、平成25年2月28日付け公告の一部変更について、貸す人・C、借る人・Bの案件であります。

3ページは農用地利用集積変更計画総括表です。

平成25年3月2日から平成30年3月1日までの5年間を設定期間とする、畑2,788㎡を平成28年11月22日に合意解約、理由は借る側の規模縮小のため、合意解約するものでございます。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたします。

整理番号2番は、利用権設定する者は大阪府高槻市〇〇×× C、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 B。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は畑で、面積は2,788㎡であります。

取消しの理由については、借る人の規模縮小のための合意解約でございます。

それから整理番号3番から5番については、関連がありますので一括して説明いたします。

3番が、平成24年度第18号にて承認されました、平成25年3月29日付け公告の一部変更、4番が平成25年度第29号にて承認されました、平成26年1月31日付け公告の一部変更、5番が平成27年度第18号にて承認されました、平成28年1月29日付け公告の一部変更について、貸す人・D。借る人・株式会社 E の案件でございます。

3ページは農用地利用集積変更計画総括表です。

平成25年4月1日から平成30年3月31日の6年間を設定期間とする、畑15,321㎡、平成26年2月1日から平成32年1月31日の6年間を設定期間とする、畑15,543㎡、平成28年2月1日から平成33年1月31日の5年間を設定期間とする、畑2,224㎡、を平成28年11月22日に合意解約、理由は農地中間管理機構への載せ替えのための合意解約でございます。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたします。

整理番号3番から5番は、利用権設定する者は南種子町〇〇××番地 D、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 株式会社 E でございます。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番 外4筆でございます。

現況は畑で、面積は全体で33,088㎡でございます。

取消しの理由については、農地中間管理機構への載せ替えのための合意

解約でございます。

以上、2号議案（5件の内残り4件）について承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 はい、小山委員。

12番委員 はい、分かっているようなことなのですが、Dさんは中間管理機構に載せ替えしたんですが、そうすると今まで貰った奨励金のほうは、そのまま返さなくていいということですね。そうすると、Bさんですか、この人は返さなきゃいけないんですよね。

議長 はい。事務局。

事務局 Bさんにつきましては、平成25年2月28日付け公告ということで、奨励金のほうが発生している訳ですが、Cさんのほうが奨励金受理の申請をしておりますので、この分については、返納とか出て来ないところです。

また、△△共有のほうについては、対象外という形を取っておりますので、Bさんの関連するところについては、奨励金の返納は出てきません。

議長 小山委員、よろしいですか。

12番委員 5年間はあったんですかね、設定として。

事務局 1番と2番のBさんについては、5年間以上の設定期間をしておりますが、奨励金の対象ということで、Cさんのほうについては、奨励金の申請書のほうを提出しておりますが、当時、Cさんではなく、Fさんであったと思っておりますが、Fさんのほうが奨励金の申請書を出していないということでもあります。また、△△共有のほうについては、共有ということで、この分については、奨励金の補助対象外ということで、出しておりません。

12番委員 はい、分かりました。

議長 はい、他に質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号2番から5番について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号 整理番号2番から5番については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第29号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号1番において、石堂委員が農業委員会法第24条 議事参与の制限に該当することとなりますので、石堂委員の退場を求めます。

(石堂 かよ子 委員、退場)

議 長
事 務 局

事務局より整理番号1番の説明をお願いします。河野係長。

議案第3号 整理番号1番について説明いたします。

議案第3号は、農用地利用集積計画の承認について、平成28年12月28日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権(3件の内1件)を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料11ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公告日は平成28年12月28日で、設定期間を29年1月1日から33年12月31日の5年間設定で、田 1,667㎡ の 2筆 でございます。

資料は12ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番についてでございますが、今回、利用権設定する方は南種子町〇〇××番地の G さん で、利用権設定を受ける方は南種子町〇〇××番地 H さん です。

現況は、田が 2筆の 1,667㎡ です。設定期間は、5年間の新規設定です。

個別の資料については13ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第3号 整理番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。(議案第3号) 整理番号1番については原案どおり決定いたしました。

議 長

石堂委員の入場を求めます。

(石堂 かよ子 委員、入場)

議 長

事務局より議案第3号 整理番号2番・3番の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局

議案第3号について説明いたします。

議案第3号は、農用地利用集積計画の承認について、平成28年12月28日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権3件の内残り2件と賃借権一時貸付2件を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料11ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公告日は平成 28 年 12 月 28 日で、期間の始期を 29 年 1 月 1 日から、終期が 33 年 12 月 31 日の 5 年間存続が 1 件で、畑 3,000 m² の申請と、期間設定の始期が 29 年 1 月 5 日から終期が 39 年 1 月 4 日の 10 年間存続が 1 件で、畑 2,269 m² の申請であります。

資料 12 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 2 番について、今回、利用権設定をする方は鹿児島市〇〇××の I さん 外 1 件で、利用権を受ける方は南種子町〇〇××番地 J さん 外 1 件です。

現況は、畑が 3 筆の、合計で 5,269 m² です。設定期間は、5 年間設定と 10 年間設定です。

個別の資料につきましては、資料 14 ページから 15 ページに字図を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、資料 16 ページをお開きください。

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 が一時貸し付ける事案であります。公告日は平成 28 年 12 月 28 日、期間の始期を平成 29 年 1 月 1 日から終期が平成 31 年 12 月 31 日の 2 年間で、畑が 6,322 m² で、合計 6,322 m² の申請でございます。

17 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 1 番、利用権設定をする者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社、利用権設定等を受ける者は南種子町〇〇××番地 K。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外 1 筆、畑で 合計面積が 2,474 m² の賃借権で、権利の内容は、普通畑、2 年間の存続期間でございます。

整理番号 2 番、利用権設定をする者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社、利用権設定等を受ける者は南種子町〇〇××番地 L。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番 外 1 筆、畑で 合計面積が 3,848 m² の賃借権で、権利の内容は、普通畑、2 年間の存続期間です。

申請の内容は以上でございます。個人の同意書など関係資料は 18 ページから 24 ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にいたします。貸人・M、借人・N 外2件 を議題といたします。

事務局より議案第4号の説明をお願いします。日高主任。

事務局 25 ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、賃借権が1件、所有権の移転が2件です。整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。貸人が南種子町〇〇××番地 Mさん。借人が南種子町〇〇××番地 Nさんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番、地目は畑、地積は3,208㎡。

他に、字△△に3筆、字△△に1筆、字△△に3筆、字△△に1筆の合計で9筆、地積の合計では18,087㎡です。

賃借権で、貸借及び農業開始によるものです。

この件につきましては、26ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は29ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Oさん。譲受人が南種子町〇〇××番地 Pさんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は957㎡。

他に、字△△に1筆、合計で2筆、地積合計は2,752㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、27ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は40ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が大阪府高槻市〇〇×× Qさん。譲受人が南種子町〇〇××番地 Rさんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は686㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は45ページから添付しています。

以上、3件につきましては、12月8日の現地調査により耕作等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番・3番、寺田委員。

1番委員

この現地調査の時に私は不在でしたが、農地部長のほうに現地については依頼をしております。現地のほうの説明は後ほど農地部長のほうにお願いいたしまして、経過について報告をいたします。

MさんとNさんの関係ですけれども、これは親子関係でございます。Nさんは以前から、お父さんのMさんと共同で普通作のほうを耕作しておりました。今度、新規に農業参入するということで、お父さんのほうから土地の賃貸契約を結んで、農業の開始をするというようなことでございまして、作付けのほうはさとうきびを中心として、^{から}唐いも等を作りながら経営を行っていくということでございました。

それから3番のほうですけれども、前の5条申請でQさんから借りて住宅に転用をした後の残りの部分でございますけれども、この部分に対してはRさんが以前より賃借をしておりまして、そこに牧草の作付けをしておりまして、今回は所有権移転、買い上げましてそこに牧草を作るということでございました。以上でございます。

議長
農地部長

整理番号1番について、農地部長より補足説明をお願いいたします。

地区担当委員からの説明がありましたように、(当日)寺田委員が欠席のために私を含めて担当委員の方々の出席の下、現地確認をいたしました。Mさんから息子さんのN君への賃貸する農地につきまして、それぞれ現地を確認いたしました。農地につきまして、すべて耕作をしております。一部甘しょの掘り取り後の農地につきましては、菜種の植え付け等も終わりました。非常に良い状態での農地管理はされておりました。

整理番号3番のR君の購入する農地につきましては、先だつての現地確認等の担当委員からも現地については確認をしていたように、宅地として購入した残りの農地について、今回農地取得、3条申請でという形になっております。当日、この土地に行きましたところ、いま現在建物の建設を準備しております。その関係で、宅地造成をする中における泥の排出とか、一時仮置きかと思えますけれども、盛土がされた農地となっている状況でありましたので、今後この農地につきましての、農地としての利用はされると思えますけど、いま盛土をしているところの廃土等々が十二分にされているかどうかの確認を今後していく必要があるかというふうに思いましたので、以上報告をしておきます。

議長
7番委員

整理番号2番、石堂委員。

整理番号2番について、事務局のほうから説明がありましたけれども、この農地については、Oさんの息子さん、Sさんから「是非とも買ってください」というお願いがあったそうです。Pさんは、長年農地を拡げまして、自分でユンボで拓いたりしてやっているんですけれども、農地

は十分にあるかなあということなんですけれども、Sさんがどうしても買ってくれということで、内々お金が必要だからとか（詳細は）分かりませんが、それでこの農地をPさんが受け継いだ模様です。今までもOさん本人は耕作してなくて貸していたんですけど、今回、Pさんのものとして耕作するという事です。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 はい。白川委員。

10番委員 はい。ちょっとお聞きしますけれど、資料29ページですね。この農家からの色々な申請書が農業委員会に提出された時には、農業委員会としての受付座判は押さなくてもいいんですかね。

議長 はい。事務局。

事務局 はい、えっと今の件に関してですが、農業委員会のほうでは申請書類の受付に関して、申請を受け付けましたという受付票を付けて決裁に付しているという事務処理を行っております。実際受けた申請書においては、受付印とかは付いてはいないです。以上です。

10番委員 受付座判が押されている書類と押されてない書類があります。押されているのもあるし。

議長 事務局、分かりますか。

事務局 はい、3条・4条・5条に関しては、申請書を受け付けた段階では中身の見えない、例えばそこが農業振興地域であるとかないとか、都市計画区域であるとかないとかっていう申請書だけでは分からないところを、担当である私のほうが決裁に付す前に、事前に確認をし、まあ3条・4条・5条に関しては直接書類に座判を付くのではなくて、別紙で受付票ということで取り扱っている状況です。

10番委員 私は基本的には、この申請書には農業委員会が受け付けましたと、書類に座判を押すのが妥当ではないかと、私は判断するんですが、組織というのは農家からの申請には受付座判を押すんですね。

議長 白川委員。懇談に入ってよろしいですか。

10番委員 はい。良いです。

議長 懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。他に質問等ないですか。

議長 ないですか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、対象者・T 外13人、を議題にします。事務局より議案第5号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第5号は、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、承認を求めるものでございます。

次の土地は、現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものでございます。資料は51ページからになります。

整理番号1番から整理番号14番につきましては、南種子町〇〇××番地 Tさん 外13件でございます。

土地の所在は、〇〇字△△××番、畑 626㎡、外十八筆、地積合計で11,949㎡になります。この19筆につきましては、本人からの問い合わせ等や利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しております。農地への復元が著しく困難であると判断できる土地でございます。

また、12月8日の現地調査において、会長・高田農地部長・月担当委員・職員等で現地確認をしております。

なお、整理番号2番と11番につきましては、現所有者が不明でございます。台帳上の住所も確定できない状況にありますので、住所の記載をしておりません。

今回、提案させていただきました19筆につきましては農地への復元が困難と判断できますので議決をお願いするものでございます。以上、承認を求めるものです。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい。高田委員。

9番委員 はい。整理番号2番の Uさんは死亡で、この世にはおりません。そういうことです。事実上は Tさんの親父さんが購入した土地でございますけれども、名義上は Uさんになっているようでございますので、これは死亡でございます。

議 長 他にありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第6号 買受適格証明願について、対象者・V、を議題にします。
事務局より議案第6号の説明をお願いします。日高主任。

事務局 資料55ページをお開きください。

議案第6号は、買受適格証明願について審査を求めるもので、申請件数は1件です。

この証明は、「民事執行法等による農地などの売却に関しては、農地法上の各許可権者は、買受適格証明願があれば、買受適格の有無を判定しなければならない。」となっています。農地を取得するのに適格かどうかの判断になります。

今回は、南種子町の公売による、取得に至った場合は所有権の移転で農地法第3条の許可を要する農地についての売却です。資料を読み上げます。

申請人は、〇〇××番地 Vさん。

係る申請地についてご説明いたします。土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は田で、地積は343㎡。

他に、同字に7筆、合計8筆で、地積合計は3,216㎡です。

登記名義人は全てWさんです。

なお、申請人の現在の経営面積は5,804㎡で、労働力は2名です。

この申請地につきましては、12月8日の現地調査において、確認を行ったところであり、参考資料は56ページから添付しています。

買受適格証明がされた場合は、入札に参加をすることができ、最高価格買受け申出人になった後には、農地法第3条の許可申請をして、所有権の移転許可となります。

通常、農地法第3条の許可については、農業委員会総会で審議をし、許可となる訳ですが、この買受適格証明についての審査及び判断が、農地法第3条と同趣旨になるため、議案書中の付帯決議（案）としまして、「上記申請人において、この物件に対しての農地法第3条許可申請があった場合は、南種子町農業委員会規程第8条（会長の職務権限）に示す第1項第5号（総会の議決により指定した事項）に基づき、本議決付帯決議に基づき農業委員会会長判断で処理する。」ということにつきましても、ご審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 はい、寺田委員。

1 番委員 V さん について、少し補足説明をさせていただきます。X さん のところの婿さんでございまして、この方は新規就農ということで、いま現在水田とそれから、X さん の和牛のほうも担当していて、いま修行中というか、今から新たに自分で経営を立てていこうということで頑張っている青年でございますので、是非よろしく願いをいたしたいと思えます。彼は適任者だと私は思っております。以上です。

議 長 はい、他にありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 6 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 6 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第 7 号 平成 27 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、を議題にします。日高主任。

事務局 資料 59 ページから 60 ページをお開きください。

事務局 議案第 7 号は、平成 27 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、審査を求めるもので、調査地区は南種子町大字〇〇の一部(字△△)と大字〇〇の一部(字△△、△△、△△)です。

参考資料として、集計をしておりますので、メモのほうをお願いいたします。61 ページから明細が付いておりますが、左のほうに「調査前の土地の表示」ということであります。この資料の全体筆数として 合計で 334 筆、調査前の田の筆数が 33 筆、畑が 248 筆 です。調査後については、田のほうは 13 筆、畑については 68 筆 となっております。

異動事由なんです、資料の右側の「地目変更等」ですね。まず、「地目変更」としての異動が 142 筆、「一部変更」が 13 筆、「合筆増加」が 50 筆、「分筆登記」が 32 筆、「現地確認不能」が 30 筆、「合筆閉鎖」が 58 筆、「不存在地」が 9 筆、となっております。

当委員会によって承認された後、税務課へ回答いたしまして、閲覧に付される予定となっております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議 長 はい。白川委員。

10 番委員 この調査前の地籍の合計面積は分からないか。334 筆について、調査前・調査後のそれぞれの合計面積が分かりませんか。

議 長 はい。事務局。

事務局 はい、私もいただいた資料がこれだけでして、合計面積等について確認をしておりますので、後ほどお知らせという形でよろしいでしょうか。

10 番委員

はい。

議 長

はい。他に。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第7号については原案どおり決定いたしました。

議 長

以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。